

# 大分県報

令和三年  
第二六七号  
十二月十日

（金曜日）

## 目次

### 規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正……………一

### 告示

- 生活保護法等による介護機関の指定……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の名称変更……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の休止……………二
- 令和三年度臨時種畜検査に合格した種畜……………二
- 道路区域の変更……………三
- 建築基準法による道路位置の指定……………三
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………三
- 総合評価一般競争入札の実施……………四
- 土地改良区の役員の就任……………七

## 規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年大

分県規則第七号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「公務又は通勤により生じた」とを「公務上の災害又は通勤による災害と」に改める。

第四条第二項第一号中「の長」を削る。

第二十二条第一項中「の各号」を削り、「記名押印のうえ」を「記名の上」に改め、同項第一号中「災害を受けた者」を「被災職員」に改め、同項第二号中「災害を受けた職員」を「被災職員」に、「その職員」を「当該被災職員」に改める。

別表第一第八号中「不整脈」の下に、「重篤な心不全」を加え、「大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む。）」を「大動脈解離」に、「脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞」を「脳梗塞」に改める。

第二号様式中「〇知」及び「〇」を削る。

第三号様式中「〇」を削り、「当たった」を「当たった」及び「行った」を「行った」に、「〇」を「〇」に、「〇」を「〇」に、「〇」を「〇」に、「〇」を「〇」に、「〇」を「〇」に、「〇」を「〇」に改める。

第四号様式中「〇」を削り、「〇」を「〇」に改め、同様式の注4中「年金の支給状

況表」を「本縣職員の支給状況表」に改める。

第四号様式の二及び第四号様式の三中「〇」を削る。

第五号様式中「〇」を削り、「〇」を「〇」に改める。

第六号様式及び第六号様式の二中「〇」を削る。

第七号様式中「〇」を削り、同様式の注5(8)中「わからない」を「分からない」に改め、同様式の注5(9)中「代表者」を「代表者」に改める。

第七号様式の二中「〇」を削り、同様式の注4中「写」を「写し」に改める。

第七号様式の三及び第八号様式中「〇」を削る。

第九号様式中「〇」を削り、同様式の注2中「ふん」を「ふん」に改め、同様式の注4(8)中「ささいな」を「ささいな」に改める。

第十号様式中「〇」を削る。

第十一号様式中「〇」を削り、同様式の注2(2)ハ中「の」を「時」に改める。

第十二号様式及び第十三号様式中「〇」を削る。

第十五号様式中「〇」を削り、「ください」を「ください」に改める。「ご」を「ご」に改める。

第十五号様式の二中「〇」を削り、「治め」を「治療」及び「ついても記入してください」を「ついても記入してください」に改める。

第十六号様式中「㊟」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

令和三年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

|               |                  |               |                  |                             |         |
|---------------|------------------|---------------|------------------|-----------------------------|---------|
| 介護機関の名称       | 所在地              | 開設者           | 主たる事務所の所在地       | サービスの種類                     | 指定年月日   |
| 医療法人豊和会久住加藤医院 | 竹田市久住町大字久住六二六八番地 | 医療法人豊和会久住加藤医院 | 竹田市久住町大字久住六二六八番地 | 居宅療養管理指導                    | 令 三・二・一 |
| サンライズ酒井病院     | 速見郡日出町三一五六番地一    | 医療法人平成会       | 速見郡日出町一八二七番地一    | 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション | 令 三・九・一 |

大分県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生

活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその名称の変更があった旨届出があった。

令和三年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称

変更前

変更後

所在地

変更年月日

|               |             |                   |         |
|---------------|-------------|-------------------|---------|
| 変更前           | 変更後         | 所在地               | 変更年月日   |
| あすなる薬局        | アイン薬局中須賀本町店 | 別府市大字北石垣一〇三六一五―二号 | 令 三・一・一 |
| 青山薬局          | アイン薬局別府駅前店  | 別府市田の湯町二〇〇四番地の六   | 令 三・一・一 |
| （有）のぞみ調剤薬局別府店 | アイン薬局別府鶴見店  | 別府市大字鶴見四三九五番地一    | 令 三・一・一 |

大分県告示第六百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを休止した旨届出があった。

令和三年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

|              |           |         |            |           |          |
|--------------|-----------|---------|------------|-----------|----------|
| 介護機関の名称      | 所在地       | 開設者     | 主たる事務所の所在地 | 休止サービスの種類 | 休止年月日    |
| 岡の苑居宅介護支援事業所 | 竹田市竹田一八二四 | 医療法人雄仁会 | 竹田市竹田一八五五  | 居宅介護支援事業  | 令 三・一〇・一 |

大分県告示第六百七十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和三

年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和三年十二月十日

大分県知事 広瀬勝貞

| 種畜証明書番号<br>(登録・登記番号)<br>名前           | 品 種  | 検査成績 |
|--------------------------------------|------|------|
| 令三大分県臨二第一号<br>豊田合<br>(2020子大分黒4291)  | 黒毛和種 | 一級   |
| 令三大分県臨二第二号<br>宣蔵<br>(2020子大分黒3632)   | 黒毛和種 | 一級   |
| 令三大分県臨二第三号<br>姫久百合<br>(2020子大分黒7030) | 黒毛和種 | 一級   |
| 令三大分県臨二第四号<br>貞剣佑<br>(2020子大分黒4810)  | 黒毛和種 | 二級   |

大分県告示第六百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

大分県知事 広瀬勝貞

| 道路の種類<br>及び路線名 | 区 間  | 区域変更<br>前後別 | 敷地の幅員<br>メートル     | 延 長<br>メートル         |
|----------------|--|-------------|-------------------|---------------------|
| 県道松岡日<br>岡線    | 大分市明野北五丁目一五五〇番一三<br>から<br>大分市明野北五丁目九一八番七まで | 前<br>後      | 三二・七<br>～<br>二二・二 | 一三九・一<br>～<br>一三九・一 |

大分県告示第六百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和三年十二月十日

大分県知事 広瀬勝貞

| 指定番号        | 指 定 位 置                            | 指定年月日    | 道路の幅員<br>メートル | 道路の延長<br>メートル |
|-------------|------------------------------------|----------|---------------|---------------|
| 大土第三一<br>四号 | 由布市湯布院町川北字檜原<br>一〇〇六番四及び一〇二七<br>番三 | 令三・一一・二五 | 四・一〇          | 二七・二八         |

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年十二月十日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 調達をする物品等又は特定役務の種類  
大分県電子申請システム導入業務委託
- 二 競争入札の参加者の資格
  - 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
    - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七條の四第一項（令第百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
    - (二) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
    - (三) 国税又は都道府県税を滞納している者
    - (四) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
  - (五) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十

七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(六) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（令和三年大分県告示第二百四十八号）第十条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。  
競争入札に参加することができずは、基準日及び基準年度（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

(一) 経営規模  
(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）  
(2) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

(二) 技術者等要員の構成（基準日における入札参加資格の取得を希望する業務の実施に必要な要員の状況をいう。）  
(三) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の状況をいう。）

(四) その他知事が必要と認める事項  
三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法  
県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先  
大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七―五〇六―二〇六四

3 申請の時期  
令和三年十二月十日から同月二十二日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。  
四 入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格を取得した日から、令和四年三月三十一日までとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所  
三の2に同じ。

2 インターネットによる入手  
大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikakuh.html>

六 入札参加資格の取消し等  
1 入札参加資格者が次のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。  
(一) 令第六百六十七条の四第二項（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当すると判明した場合  
(二) 二の1の(一)から(六)までに該当すると判明した場合  
(三) 審査申請書、承継承認申請書、変更申請書又は変更届及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 休業若しくは廃業の届出又は登録された開発業務の全てを取り下げる届出を行った場合  
2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

~~~~~  
次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。  
令和3年12月10日

1 競争入札に付する事項  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

(1) 調達する物品等又は特定役務の種類  
大分県電子申請システム導入業務委託

(2) 契約期間  
契約日から令和4年3月31日まで  
(3) 調達内容  
別途配布する「大分県電子申請システム導入業務委託仕様書」のとおり  
(4) 納入場所  
大分県知事が指定する場所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号

大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班 (県庁舎本館2階)

電話番号 097-506-2064

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

2に同じ。

(2) 日時

令和3年12月10日(金) から令和4年1月19日(水) まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

4 大分県物品等電子入札システムの利用

本件入札は、大分県物品等電子入札システムで入札の手続を行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、(1)から(10)までに掲げる要件を満たしているもの限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させている者であること。

(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。

(5) 物品等電子入札システムで令和4年1月12日(水) までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。

(6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされていない

ない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。

(8) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となつてい事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

(10) 共同事業者による場合は、以下の要件を満たすものであること。

ア 共同事業者協定書を締結していること。なお、共同事業者は、自主結成とする。

イ 共同事業者の各構成員は、単独又は他の共同事業者の構成員で本件入札に参加していないこと。

7 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続

情報システム開発業務請負契約競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和3年12月10日(金) から同月22日(水) まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手場所及び提出先

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号<br/>大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班 (県庁舎本館2階)<br/>電話 097-506-2064</p> <p>大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</a></p>                                                                                                      | <p>大分県契約事務規則 (昭和39年大分県規則第22号) 第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>8 入札説明書の交付<br/>大分県電子申請システムで申込みを行った者に対してメールで交付することとする。システムを利用するには利用登録が必要となるため、システム内の案内に従い登録・利用方法を確認すること。</p> <p>大分県電子申請システム <a href="https://www.egov-oita.pref.oita.jp/">https://www.egov-oita.pref.oita.jp/</a></p> <p>申請先 大分県</p> <p>手続名 入札説明書の交付</p>                                                                                         | <p>15 再入札<br/>開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>16 落札者の決定の方法<br/>(1) 入札説明書別記「提案書評価基準表」に示す各項目について、提案内容の評価に応じて上限の範囲内で加算し、企画提案点 (500点満点) とする。<br/>(2) 入札価格について次の式により算出し、価格点とする。<br/>価格点 = 満点の価格点 (100点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)</p>                                                                                                                                                                                      |
| <p>9 入札参加条件<br/>入札説明書に規定する参加資格証明書兼誓約書等を令和4年1月12日 (水) までに2に掲げる部局に提出し、確認を受けること。</p> <p>10 大分県物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間<br/>大分県物品等電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、2の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人 (代表者又は受任者) の確認を行うものとする。</p> <p>期間 自 令和4年1月13日 (木)<br/>至 令和4年1月19日 (水) 午後5時</p> | <p>(3) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「企画提案点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、提案項目表に示す必須項目が1項目でも0点となった場合は落札者とならない。<br/>(4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結するとき、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、合計点が次に高い者を落札者として認める。<br/>(5) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> |
| <p>11 開札の日時及び場所<br/>(1) 日時<br/>令和4年1月20日 (木) 午前10時</p> <p>(2) 場所<br/>大分県庁舎本館4階 41会議室</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>17 その他<br/>(1) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。<br/>(2) その他、詳細は入札説明書による。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>12 入札保証金<br/>免除とする。</p> <p>13 契約保証金<br/>免除とする。</p> <p>14 入札の無効</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>18 Summary<br/>(1) The name of contract matter<br/>Development of Oita Prefecture electronic application system<br/>-The details are described in the manual of this tender.<br/>(2) Time Limit for Tender<br/>5:00 PM on 19 Jan. 2022</p>                                                                                                                                                                                                           |

(3) Contact Point for the Notice

Government System Electrification Office,  
General Affairs Department,  
Oita Prefectural Government Office  
3-1-1, Ohte-machi, Oita city 870-8501 Japan  
TEL 097-506-2064

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、世利川井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年十二月十日

大分県知事 広瀬勝貞

（退任役員）

|    |    |   |   |
|----|----|---|---|
| 役名 | 氏名 | 住 | 所 |
|----|----|---|---|

|    |      |              |  |
|----|------|--------------|--|
| 理事 | 安部忠春 | 大分市大字今市二八三番地 |  |
|----|------|--------------|--|

（就任役員）

|    |    |   |   |
|----|----|---|---|
| 役名 | 氏名 | 住 | 所 |
|----|----|---|---|

|    |     |               |  |
|----|-----|---------------|--|
| 理事 | 小野廣 | 由布市挾間町筒口一七二番地 |  |
|----|-----|---------------|--|